

## さいたま市監査委員告示第67号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年9月3日付けさいたま市監査委員告示第63号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年12月7日

さいたま市監査委員	大内美幸
同	工藤道弘
同	傳田ひろみ
同	神坂達成



指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      北部建設事務所                      河川整備課                      ・普通河川宝来川改修工事（北河R1）</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく手続において、工事着手前までに市長へ通知が成されていないことから、同法に基づき、発注者は適正に市長へ通知すべきである。</p> <p>高さが2m以上の作業床の端での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく作業床の端における墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、監督員は受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>課内において法に基づく手続について周知徹底を行い、建築指導課への事前の通知の提出について失念の無いように注意喚起を行い、再発防止の徹底を図ります。</p> <p>労働安全衛生規則について、課内職員に周知徹底を図るとともに、受注者においても現場作業時における安全管理について指導・監督を行ってまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

財政局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕]                      財政部                      資産経営課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北袋町自治会館間仕切り修繕</li> </ul> <p>修繕仕様書において、検査を書類検査（現地検査を省略）としたことで、現地検査が行われていないことから、さいたま市施設修繕検査要綱第4条に基づく検査が実施されるように、発注者は仕様書を的確に作成すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸ヶ崎町自治会館雨漏修繕</li> </ul> <p>修繕仕様書において、検査を書類検査（現地検査を省略）としたことで、現地検査が行われていないことから、さいたま市施設修繕検査要綱第4条に基づく検査が実施されるように、発注者は仕様書を的確に作成すべきである。</p>	<p>契約規則、施設修繕検査要綱等の関係規定を十分に確認した上で、的確に仕様書を作成するよう徹底した。</p> <p>また、施設修繕業務の執行伺には、複数の職員によるチェックが機能するよう、仕様に関する関係規定や参考資料を添付することとした。</p> <p>契約規則、施設修繕検査要綱等の関係規定を十分に確認した上で、的確に仕様書を作成するよう徹底した。</p> <p>また、施設修繕業務の執行伺には、複数の職員によるチェックが機能するよう、仕様に関する関係規定や参考資料を添付することとした。</p>